

再生可能エネルギー・脱炭素化研究開発等助成金

－ 募 集 案 内 －

[募集期間]
令和6年4月12日（金）～ 5月31日（金）午後5時

【問い合わせ先】

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 企業局 経営戦略課 財政係

TEL : 027-226-3934

E-mail : kkeieika@pref.gunma.lg.jp

[目次]

<u>1. 事業内容</u>	3
<u>2. 事業期間</u>	3
<u>3. 対象者</u>	3
<u>4. 助成対象事業</u>	3
<u>5. 助成額等</u>	4
<u>6. 助成対象範囲と経費区分</u>	5
<u>7. 申請方法等</u>	6
<u>8. 審査・採択等</u>	6
<u>9. その他</u>	7

1. 事業内容

群馬県企業局の新たな地域貢献の取組として、「ぐんま5つのゼロ宣言」で掲げる「温室効果ガス排出量『ゼロ』」の実現に向け、大学・公設試等が進める再生可能エネルギーや脱炭素化に関する研究開発・実証事業を支援します。

2. 事業期間

事業期間は令和6年度限りとします。

ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難である場合は、複数年度にわたる事業として最長3か年度を助成対象期間とします。

【複数年度事業として申請する場合の注意事項】

- ①複数年度事業は、事業を継続する年度毎に助成金の交付申請を行い、審査を経て、交付決定後に事業を再開してください。
- ②複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の助成金交付を保証するものではありません。
- ③複数年度事業の場合の助成金の総額は、当該事業が採択された事業開始年度（初年度）において申請した事業工程表の助成対象経費総額の範囲内とします。

3. 対象者

国公立大学、高等専門学校、地方公共団体が設置する試験研究機関（以下、「大学等」という。）を対象とします。

※申請は大学等单位とします。また、複数の大学等による共同申請も可とします。

4. 助成対象事業

大学等が進める再生可能エネルギーや脱炭素化に関する研究開発・実証事業に対し、その経費（人件費（新たに雇い入れる者に係るものに限る）、機械装置費、器具備品費、消耗品費、委託費等）を助成するものです。

群馬県をフィールドとして実施する事業を対象とします。

※例：研究拠点や研究・実証設備を群馬県内に設置して実施する事業、技術・システムなどの実証を群馬県内で実施する事業等

【注意事項】

主な助成対象外事業（以下の事業（例示）は、助成対象となりません。）

- ①事業内容そのものの全部又は大部分を外注又は委託する場合（外部参画者（機関）へ委託する場合も含む）、外注又は委託先の機械・器具等の導入を目的とした申請とみなされる場合
- ②企画・開発・実証の内容が、既に他において完成されたものと同とみなされる場合

や、既存技術の軽微な改良である場合

- ③申請者自身の企画・開発・実証とみなされない場合や、第三者から発注を受けて企画・開発・実証を行う場合
- ④既存のアプリケーションやソフトウェア、機械・器具等の導入を主な目的とした申請とみなされる場合
- ⑤同一又は類似の事業について、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）を活用して研究・実証を行っている事業
- ⑥公序良俗に反する事業

5. 助成額等

(1) 助成率

定額

(2) 助成上限額

1件あたり1億円以内。ただし複数年度事業については、各年度あたり1億円以内、総額で3億円以内とします。

6 助成対象範囲と経費区分

(1) 直接経費

区分	内容
人件費・謝金	事業に従事する者の人件費、事業を行うために必要な謝金 ※ただし、本事業の実施にあたり新たに雇い入れ等を行う者に係るものに限る
旅費	出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）
機械装置費 器具備品費	事業に必要な物品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数1年以上）の購入に必要な経費 ※機械装置等の導入に不可欠となる施設改修に要する経費を含む
借料	事業に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業に必要な消耗品（取得価格が10万円未満または耐用年数1年未満）の購入に要する経費
外注費・委託費	事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他	上記の他、企業管理者が特に必要と認める経費

(2) 間接経費

区分	内容
管理部門に係る経費	管理施設・設備の整備、維持及び運営経費、管理事務の必要経費
研究部門に係る経費	共通的に使用される物品等に係る経費等
その他の関連する事業部門に係る経費	研究成果展開事業に係る経費等
その他	上記の他、企業管理者が特に必要と認める経費

※消費税及び地方消費税額は助成対象経費から除外し、申請は税抜で行ってください。ただし、消費税法における納税義務者とならない事業者、消費税法別表第3に掲げる法人などについては、税込により申請できることとします、税込で申請を行う場合はあらかじめご相談ください。

※食料費及び交際費は申請対象外とします。

※間接経費については、直接経費の3割以内とします。また、人件費は申請対象外とします。

7. 申請方法等

所定の申請書（県のホームページからダウンロード）に必要な事項を記入し、添付書類を添えて、以下のとおり提出してください。

（1）募集期間

令和6年4月12日（金）～5月31日（金）午後5時（必着）

（2）応募書類の提出

郵送及びデータにて提出をお願いします。

申請書類は以下のとおりです。正本1部（片面印刷）、副本10部（両面印刷）の提出をお願いします。

①活動計画書、②事業概要書、③事業工程表、④経費明細書、⑤パンフレット等

※②事業概要書は15枚以内としてください。

【宛先】

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 企業局 経営戦略課 財政係

E-mail : kkeieika@pref.gunma.lg.jp

（3）質問・回答

本募集に対する質問がある場合は、簡易な内容を除き、書面（様式自由）により提出してください。回答は、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、県ホームページにて公表します。

① 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時

② 提出先 群馬県企業局経営戦略課財政係

③ 提出方法 電子メール（提出先：kkeieika@pref.gunma.lg.jp）

8. 審査・採択等

（1）審査方法

1次審査…申請書類等に基づく書面審査を行います。

2次審査…審査会において、申請者からプレゼンテーションを行っていただきます。

※審査結果（採択／不採択）は、申請者あてに文書で通知します。

（2）審査項目

①期待される効果（達成目標等）

・事業により達成を目指す目標が設定されているか、目標は妥当か。

②事業合致性

・再エネ・脱炭素など本事業の趣旨に合致する取組か。

- ・解決すべき課題が明確で、それに対する研究・実証の必要性が認められるか。

③先端性・優位性

- ・取組に先端的な強み・特徴があり、既存の取組に比べ高い優位性が認められるか。

④事業実施の確実性（実施体制・資金計画等）

- ・研究手法・規模・体制・資金計画・スケジュール等が妥当か。

⑤地域課題の解決・群馬県内への成果の還元

- ・県内の再生可能エネルギーの普及や脱炭素化など、地域課題の解決に資する取組か。
- ・県内事業者との連携などを通じて、事業の成果が群馬県内に波及する取組か。
- ・群馬県企業局事業へ成果が還元される取組か。

⑥その他特筆すべき事項

- ・その他、今回の取組において特筆すべき事項について記載

(3) 交付決定

採択された申請者は、企業局経営戦略課あて交付申請書を提出してください。提出のあった申請書に基づき、交付決定を行います。

(4) 実績報告

事業の完了した日から1か月経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

実績報告書の提出とあわせて、当該事業の成果をまとめた成果報告書の提出をお願いします。なお、複数年度事業の場合は、成果報告書は最終年度に提出してください。

9. その他

(1) 助成金の支払い

助成金の支払いは、原則、事業終了後の精算払いになります。実績報告書に基づき確定検査を行い、支払額を確定します。

※助成金額の確定前においても相当の理由があるときは、助成金の一部について概算払いを行うこととしますので、希望する場合はご相談ください。

(2) 経理処理等

助成事業に係る経費の支出に伴う契約手続き、支払方法等については、県の指示に従っていただく事項があり、普段の商取引で使用しない手続きや書類も、必ず取り交わしていただく必要があります。（主なものは以下のとおりです。以下に反する経理処理を行った

経費については、助成対象経費として認められません。)

ア 契約及び購入にあたっては、内規等に基づき、見積書の徴取、契約書の取り交わし（又は注文書、発注書）、納品書の受領、請求書に基づく支出が必要です。

イ 支払は、支払いの事実が明確に確認できるよう、原則、普通口座による銀行振込で行っていただきます。（採択となった場合は交付決定後に本助成金で使用する専用の普通預金口座をご申請いただきます。）

※ 現金払（小口のものを除く）、手形決済、小切手払い、相殺払いなどの支払方法は、助成対象として認められません。

ウ 経理処理等については、採択後に配付する「事業実施に伴う留意事項」を遵守していただきます。

（3）取得財産の処分制限

助成事業により開発、取得した物品等については、所有権は事業者に帰属しますが、事業終了後5年間は善良な管理者の注意をもって管理・保管を行う義務があります。また、県の承認なしに処分、譲渡又は売却したりすることはできません（ただし、50万円以上のものに限る）。

（4）採択事業の公表等

採択事業の概要や成果発表等についてホームページへの掲載、イベント等での事業成果の発表、展示等を予定しております。